

(仮称) ドン・キホーテ屋島店・ゲオ屋島店 (No.1365)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 5 日 香川県知事 池田 豊人

1 意見の対象となった届出に係る公告

令和 7 年 7 月 25 日香川県公告

(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドン・キホーテ屋島店・ゲオ屋島店

高松市高松町字斎田 2550 番 50 外

3 法第 8 条第 2 項の規定により住民等から提出があった意見の概要

(意見の内容)

(1) 24 時間営業に関する懸念

- ・荷さばき時間の深夜・早朝の原則禁止、または屋内型荷さばき施設の設置と騒音壁の設置を検討していただきたい。
- ・駐車場・駐輪場における深夜のアイドリング禁止、車両の入出庫制限速度の設定及び注意喚起を徹底していただきたい。
- ・深夜時間帯の巡回警備員の配置、防犯カメラの増設、24 時間体制での監視の徹底を図っていただきたい。

(2) 交通混雑に関する懸念

- ・交通量が多くなる週末や特定期間に、主要な出入口や周辺交差点に交通誘導員を常時配置していただきたい。

(理由)

(1) 深夜・早朝の騒音

- ・従業員の出入り、荷さばき作業、来店者の車両や話し声などによる騒音が、周辺住民の平穏な生活や睡眠の妨げになるため。

(2) 防犯・治安

- ・深夜時間の人通りや車両の増加に伴い、防犯面で懸念が生じるため。

(3) 交通の混雑

- ・店舗への来客車両の増加により、周辺交差点や主要道路での交通渋滞が発生し、周辺住民の日常的な移動の妨げになるため。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和 7 年 12 月 5 日から令和 8 年 1 月 5 日まで